

# 水面管理計画

## 利用する人の安全と自然環境を守ります。

多摩川の下流域は、以前から水面利用が盛んなエリアです。その利用目的は物流などの船舶航行、手こぎボートなどの水上レクリエーション、釣りなど親水活動など多岐にわたっています。一方で水際にはヨシ原などの貴重な植生群落などが広がり、自然環境の保全も望まれてきました。

水面管理計画は、平成4年の「多摩川水系面利用計画」を基に、こうした水面利用の現状を踏まえながら、調和のとれた秩序ある利用方法の指針として生まれました。空間管理計画における機能空間区分に配慮して、水面と水際に分けてゾーニングされ、望ましい利用のあり方を示しています。

## 水際の空間



### ① 水際活動空間

機能空間区分の②地先レクリエーション空間、③広域施設レクリエーション空間、④運動・健康管理空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、釣り、水遊び、魚採りなどが安全に行える空間です。



### ② 自然利用空間

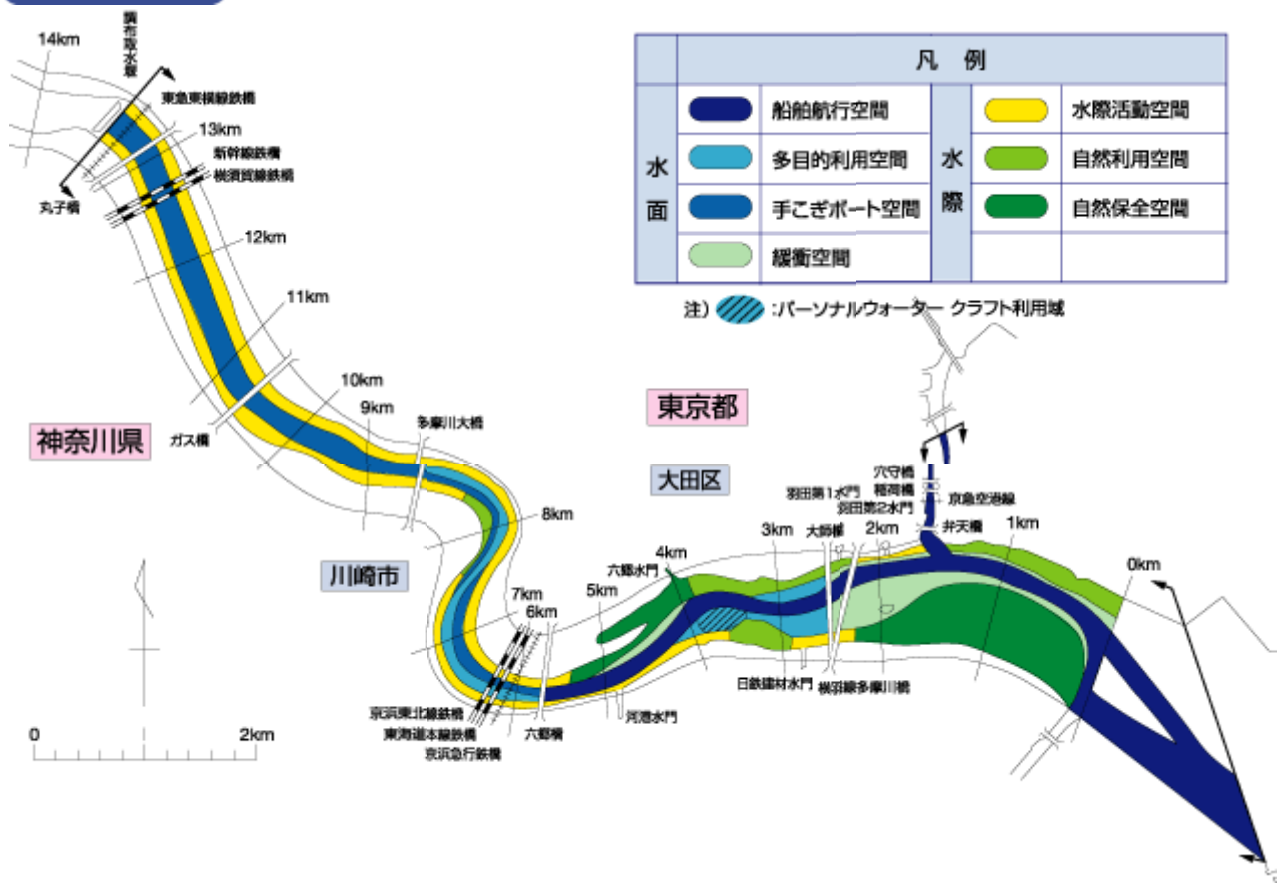
機能空間区分の⑤自然レクリエーション空間、⑥文教空間、⑦情操空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、自然観察、散策などが安全に行える空間です。



### ③ 自然保全空間

機能空間区分の⑧生態系保持空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、良好な自然環境を保全し、動植物の生育環境を支える空間です。

## 設定図



## 水面の空間



### ① 船舶航行空間

動力船(機関を使用する船舶)が安全に航行できるゾーンです。災害時には、災害復旧等に用いる船舶の航路となります。



### ② 多目的利用空間

原則的に非動力船の航行を主体にしたゾーンです。水上バイク等の利用にあたっては、当空間で必要に応じて利用域が決められます。



### ③ 手こぎボート空間

手こぎボートの等の活動が盛んなエリアで、原則的に非動力船が安全に航行できるゾーンです。②多目的利用空間とく水際の空間との間に設定されています。



### ④ 緩衝空間

多摩川の自然環境の保全と船舶の安全性確保のために設けられゾーンです。機能空間区分の⑧生態系保持空間の前面と①船舶航行空間とく水際の空間との間に設定されています。